

**第6期甲良町障害福祉計画・  
第2期甲良町障害児福祉計画**

**令和3年3月**

**甲良町**



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	5
4 国が示す基本指針の概要 .....	5
<b>第2章 障害のある人等の現状</b> .....	<b>7</b>
1 甲良町の現状 .....	7
2 アンケート調査結果からみる現状 .....	14
3 成果目標の達成状況 .....	25
4 計画策定に向けた課題 .....	26
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>27</b>
1 基本理念 .....	27
2 計画の基本方針 .....	27
3 成果目標と活動指標 .....	29
<b>第4章 障害福祉サービス等の見込み</b> .....	<b>37</b>
1 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	37
2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み.....	43
3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み.....	53
<b>第5章 サービス提供の仕組みと計画の推進体制</b> .....	<b>55</b>
1 円滑なサービス提供のための支援 .....	55
2 計画の推進体制 .....	57
<b>資料</b> .....	<b>60</b>
用語解説 .....	60





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援の充実や障害のある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合であっても、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、平成30年3月に策定した「第5期甲良町障害福祉計画・第1期甲良町障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした第6期甲良町障害福祉計画・第2期甲良町障害児福祉計画を策定することとしました。

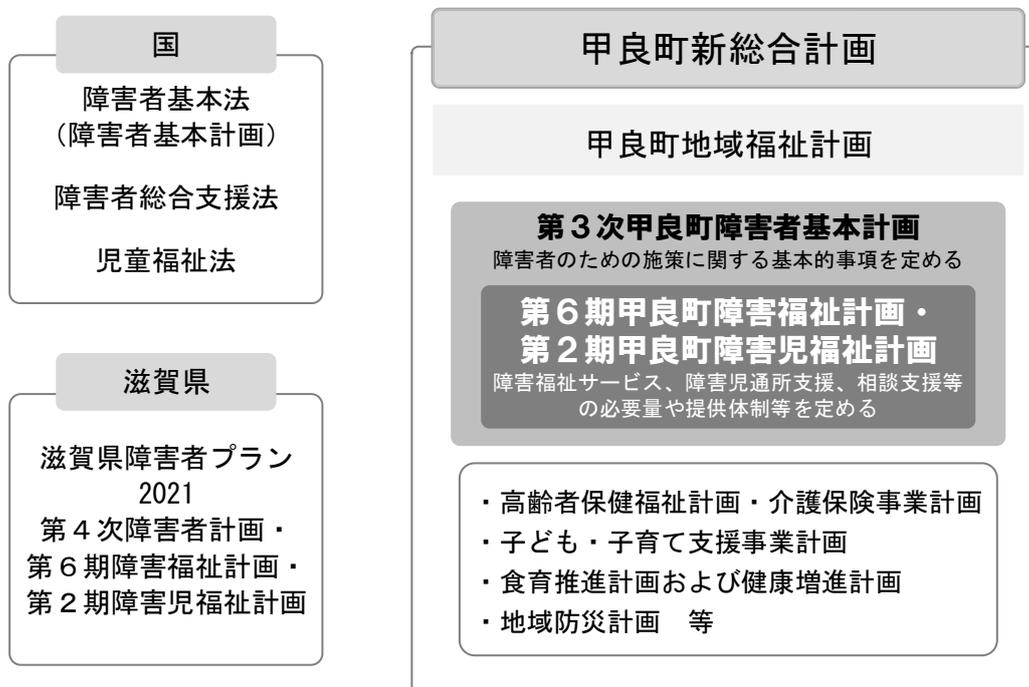
### 障害者に関するその他の主な法制度の動向

年	法制度の動向
平成 25 年	<b>障害者総合支援法の一部施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の範囲に難病等を追加</li> <li>・ 地域生活支援事業の追加 等</li> </ul> <b>障害者優先調達推進法の施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、地方公共団体及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品を調達していることに配慮 等</li> </ul> <b>障害者雇用促進法の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める</li> </ul>
平成 26 年	<b>障害者総合支援法の一部施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分への名称・定義の改正</li> <li>・ 重度訪問介護の対象拡大 等</li> </ul>
平成 27 年	<b>難病の患者に対する医療等に関する法律の施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病に関する医療や施策の基本方針の策定</li> <li>・ 公平かつ安定的な医療費助成制度の確立 等</li> </ul>
平成 28 年	<b>改正発達障害者支援法の施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正</li> </ul> <b>障害者差別解消法の施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 差別的取り扱いの禁止</li> <li>・ 合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等</li> </ul>
平成 29 年	—
平成 30 年	<b>改正障害者総合支援法の施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の望む地域生活の支援</li> <li>・ 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応</li> <li>・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等</li> </ul> <b>障害者雇用促進法の一部施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加える</li> </ul> <b>改正バリアフリー法の施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進</li> <li>・ 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進 等</li> </ul> <b>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備そのための支援を促進</li> </ul>
令和元年	—
令和 2 年	—

## 2 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、国や県の取り組みと連携し、総合計画をはじめ、地域福祉計画等との関連計画との整合を図りながら策定しました。



## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) 抜粋

(市町村障害福祉計画)

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
    - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
    - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
  - 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
    - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
    - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
  - 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
  - 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
  - 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
  - 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
  - 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第七項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
  - 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
  - 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
  - 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第八十八条の二 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

### 3 計画の期間

第6期甲良町障害福祉計画・第2期甲良町障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3次甲良町障害者基本計画					
第5期甲良町障害福祉計画・ 第1期甲良町障害児福祉計画			第6期甲良町障害福祉計画・ 第2期甲良町障害児福祉計画		

### 4 国が示す基本指針の概要

国が示す基本指針は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及びその他自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的としています。第6期甲良町障害福祉計画及び第2期甲良町障害児福祉計画は、この基本指針に即して、作成しました。

#### 国が示す基本指針の概要

項目	内容
①地域における生活の維持及び継続の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を希望する人が、地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する</li> </ul>
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制を整備する</li> </ul>
③福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援についても事業目的を踏まえた上で提供体制確保に係る目標を設定する</li> <li>・就労定着支援の更なるサービス利用を促進する</li> </ul>
④「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会の実現に向けた、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む</li> <li>・地域の実態等を踏まえた包括的な支援体制の構築に取り組む</li> </ul>
⑤発達障害者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保する</li> <li>・発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保する</li> </ul>

項目	内容
⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターの地域支援機能の強化による地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する</li> <li>・重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたって、ニーズを把握するとともに、ニーズの多様化を踏まえ協議会の活用等、役割や体制の検討を行う</li> </ul>
⑦相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う</li> </ul>
⑧障害者の社会参加を支える取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進や視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する</li> </ul>
⑨障害福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、障害福祉サービスが多様化する中、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する</li> </ul>
⑩障害福祉人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組む</li> </ul>

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （障害者総合支援法）抜粋

（基本指針）

第八十七条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項



## 第2章 障害のある人等の現状

### 1 甲良町の現状

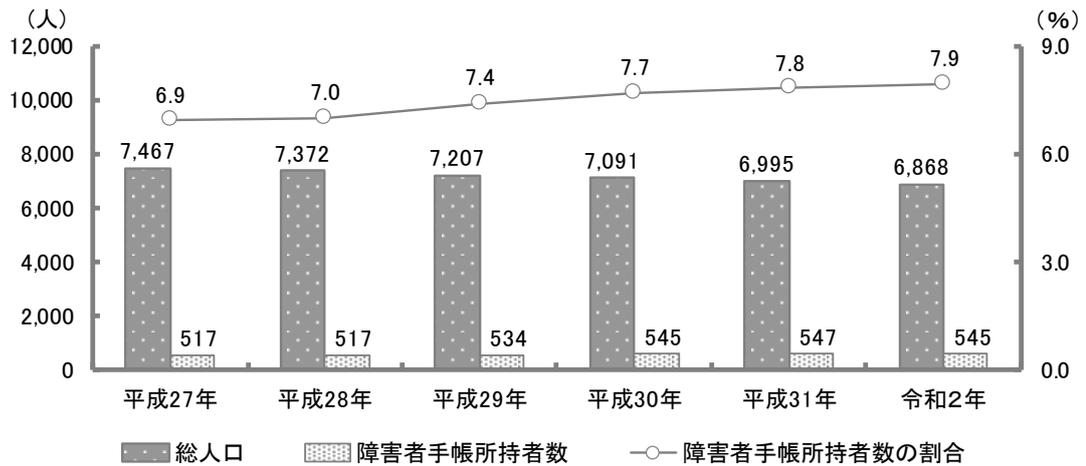
#### (1) 障害者の状況

##### ① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和2年4月1日現在6,868人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、令和2年4月1日現在545人で、増加傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者数の割合は7.9%と増加傾向となっています。

人口、障害者手帳所持者数の推移



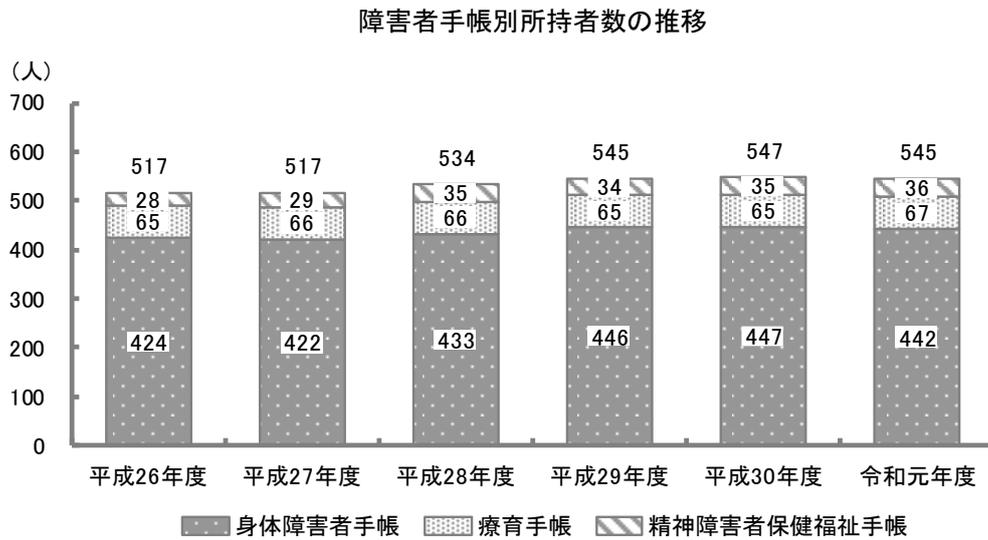
資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

## ② 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和元年度末現在、延べ442人となっています。

療育手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しており、67人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、36人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者の等級別推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、1級の手帳所持者数が延べ113人(25.5%)で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が延べ110人(24.8%)となっています。また、3級及び6級の手帳所持者数は増加傾向にあり、4級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の等級別推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	113	113	117	121	118	113
2級	75	71	69	70	71	74
3級	69	71	73	78	78	78
4級	114	113	116	112	110	110
5級	32	28	32	36	38	35
6級	21	26	26	29	32	32
合計	424	422	433	446	447	442

資料：庁内調べ（各年度末現在）

### ② 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、令和元年度末現在、肢体不自由が延べ265人(60.0%)と最も多く、次いで内部障害が延べ112人(25.3%)となっています。また、視覚障害、内部障害の手帳所持者数は増加傾向にあります。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
視覚障害	24	25	28	30	29	30
聴覚・平衡 機能障害	28	29	27	28	31	31
音声・言語・ そしゃく 機能障害	2	3	4	4	4	4
肢体不自由	264	260	266	269	271	265
内部障害	106	105	108	115	112	112
合計	424	422	433	446	447	442

資料：庁内調べ（各年度末現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

#### ① 障害の程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の判定別の推移をみると、令和元年度末現在、A2判定の手帳所持者数が19人(28.3%)で最も多く、次いでB2判定の手帳所持者数が18人(26.8%)となっています。また、A2判定の手帳所持者数は増加傾向にあり、B1判定の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障害の程度別療育手帳所持者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
A1	13	13	13	13	13	14
A2	15	16	16	17	18	19
B1	19	19	19	18	16	16
B2	18	18	18	17	18	18
合計	65	66	66	65	65	67

資料：庁内調べ（各年度末現在）

### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

#### ① 精神障害者手帳所持者の等級別推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和元年度末現在、2級の手帳所持者数が18人(50.0%)で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が15人(41.6%)となっています。また、全ての等級で手帳所持者数は増加傾向にあります。

精神障害者手帳所持者の等級別推移

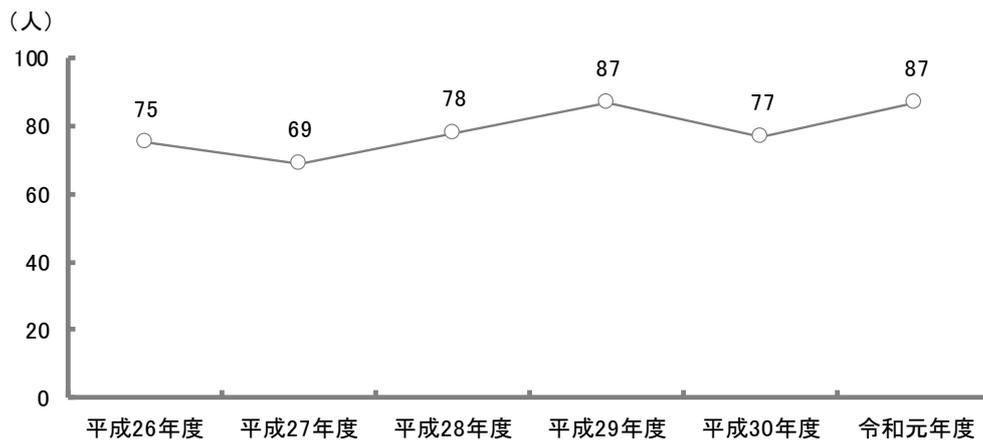
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	1	1	2	1	1	3
2級	15	16	19	20	19	18
3級	12	12	14	13	15	15
合計	28	29	35	34	35	36

資料：庁内調べ（各年度末現在）

## ② 自立支援医療受給者の推移

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和元年度末現在、87人で、増加傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移



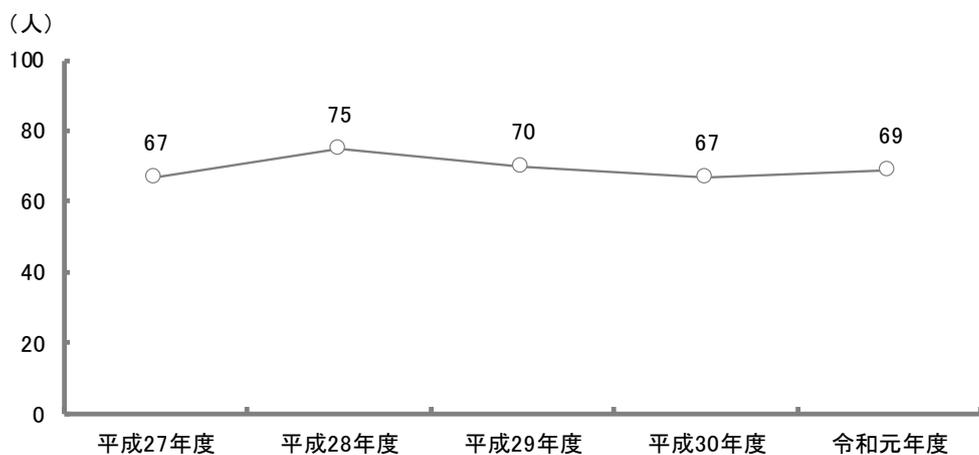
資料：庁内調べ（各年度末現在）

## （5）特定医療費（指定難病）受給者数

### ① 難病医療費等助成受給者の推移

難病医療費等助成受給者の推移をみると、令和元年度末現在、69人で、増減を繰り返しています。

難病医療費等助成受給者の推移

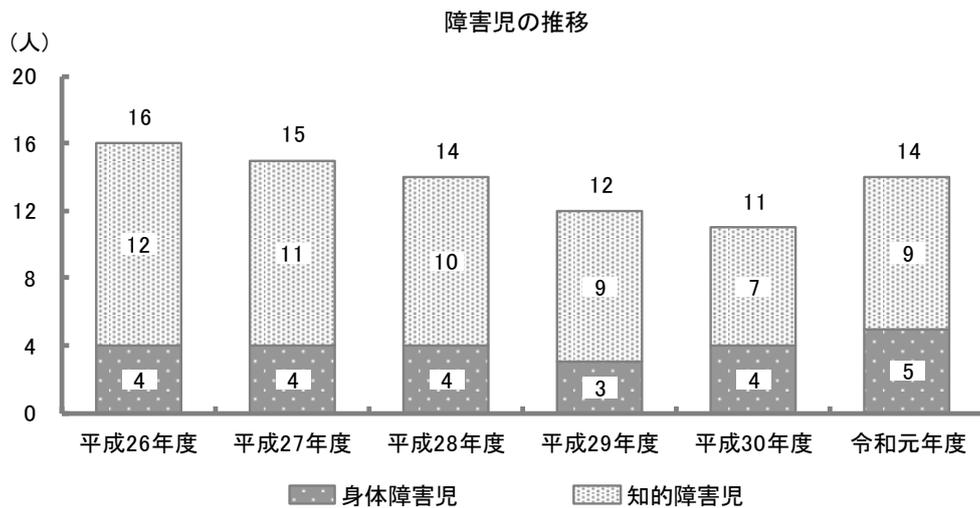


資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (6) 障害児の状況

### ① 障害児の推移

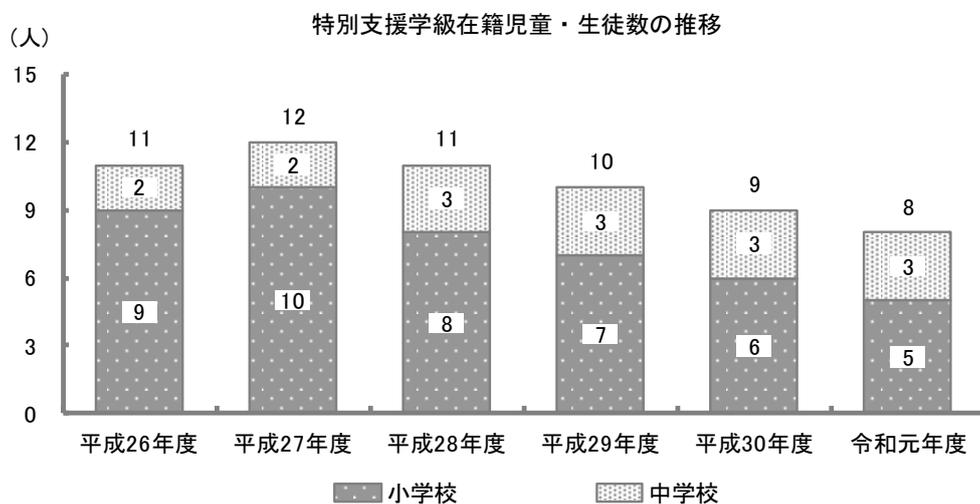
障害児の推移をみると、身体障害児は令和元年度末現在、5人で、ほぼ横ばいとなっています。知的障害児は9人で、減少傾向にあります。



## (7) 特別支援学級在籍児童・生徒数の状況

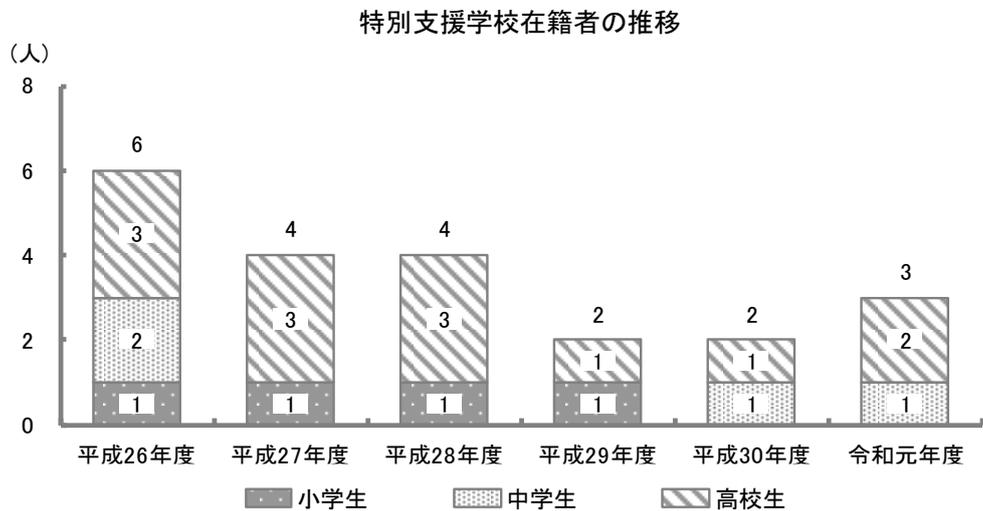
### ① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和元年度末現在、5人で減少傾向にあります。中学校の生徒数では3人で、ほぼ横ばいとなっています。



## (8) 特別支援学校在籍状況

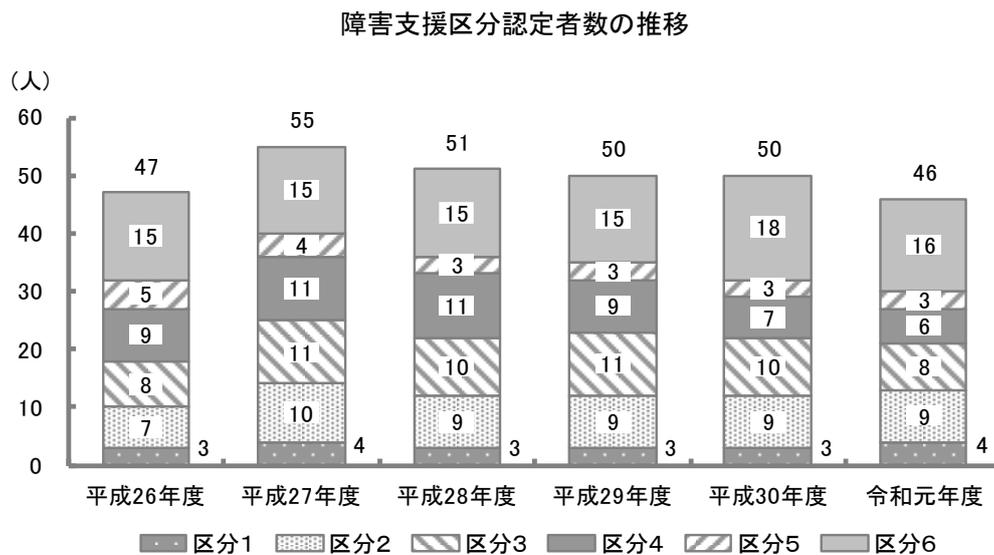
特別支援学校在籍者の推移をみると、令和元年度末現在、中学生が1人、高校生が2人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

## (9) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数の推移をみると、令和元年度末現在、区分6が16人で最も多く、次いで区分2が9人となっています。



資料：庁内調べ（各年度末現在）

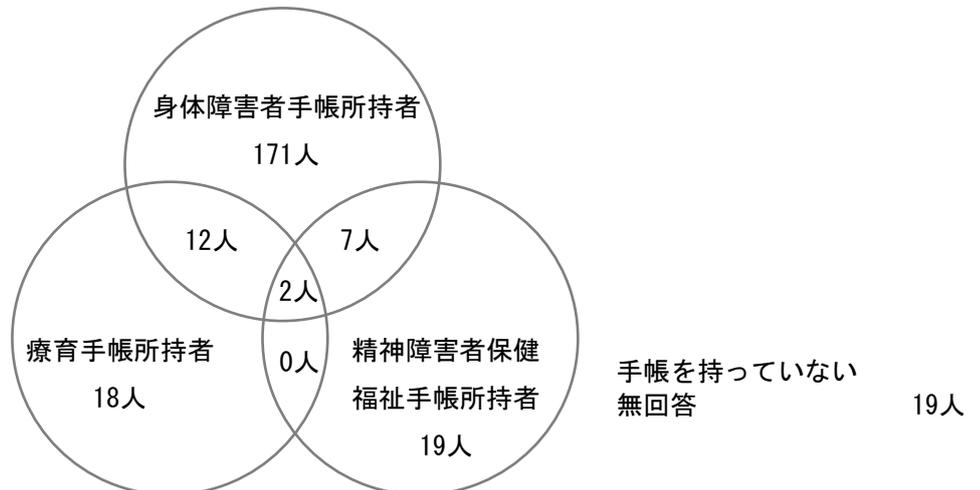
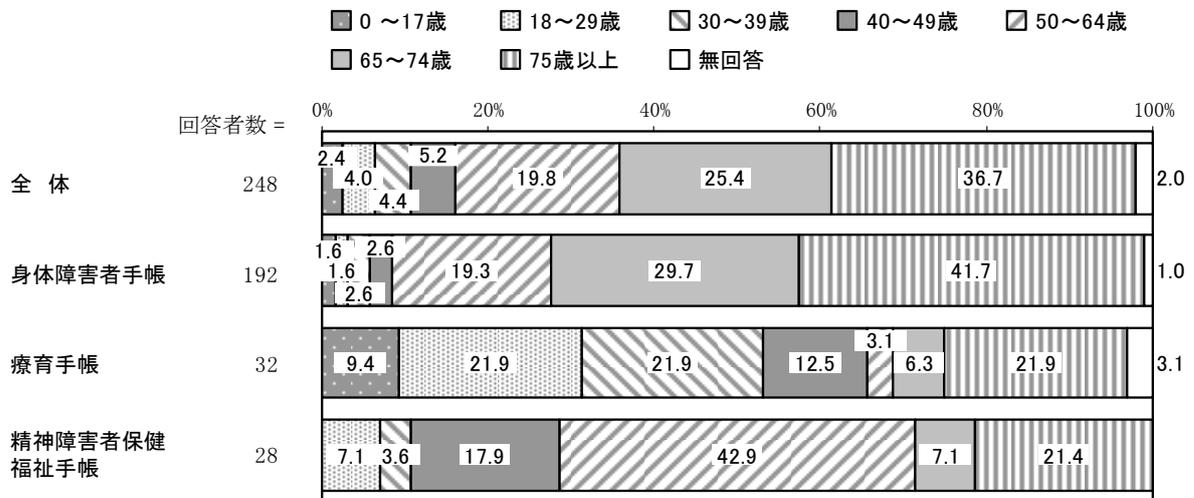
## 2 アンケート調査結果からみる現状

本計画の策定にあたり、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査を実施しました。

対象者	甲良町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
調査期間	令和2年10月2日から令和2年10月23日
配布方法	郵送による配布・回収
配布数	445通
有効回答数	248通（有効回答率 55.7%）

### （1）回答者属性

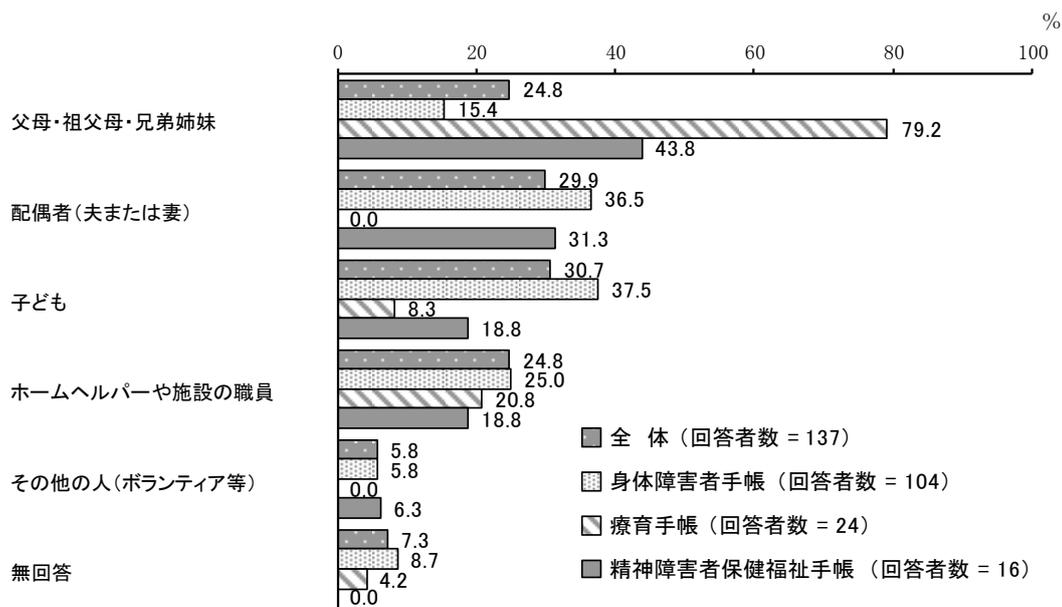
「75歳以上」の割合が36.7%と最も高く、次いで「65～74歳」の割合が25.4%、「50～64歳」の割合が19.8%となっています。



## (2) 支援者の状況

### ① 主な支援者

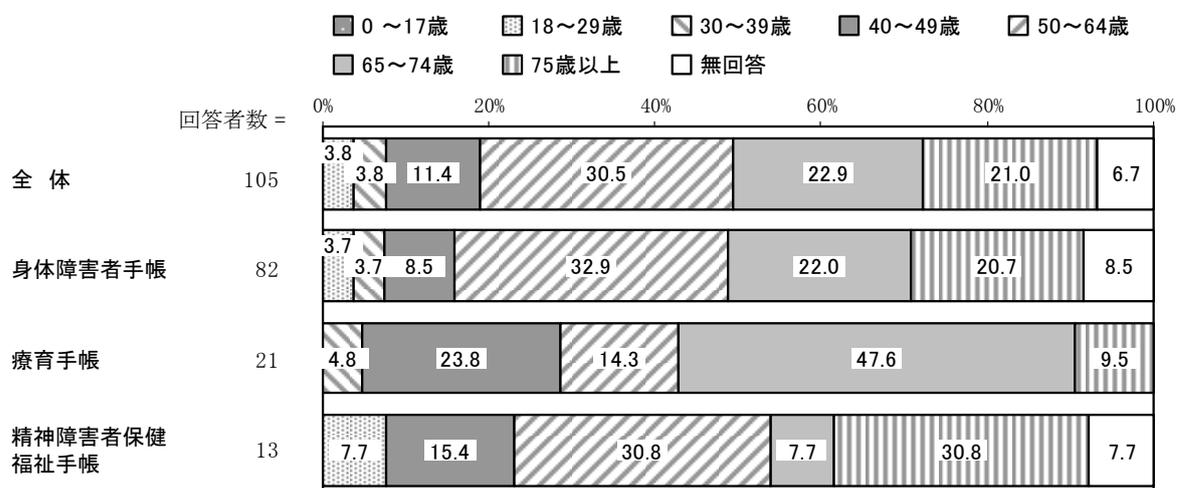
「子ども」の割合が30.7%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」の割合が29.9%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が24.8%となっています。



### ② 主な支援者の年齢

「50～64歳」の割合が30.5%と最も高く、次いで「65～74歳」の割合が22.9%、「75歳以上」の割合が21.0%となっています。

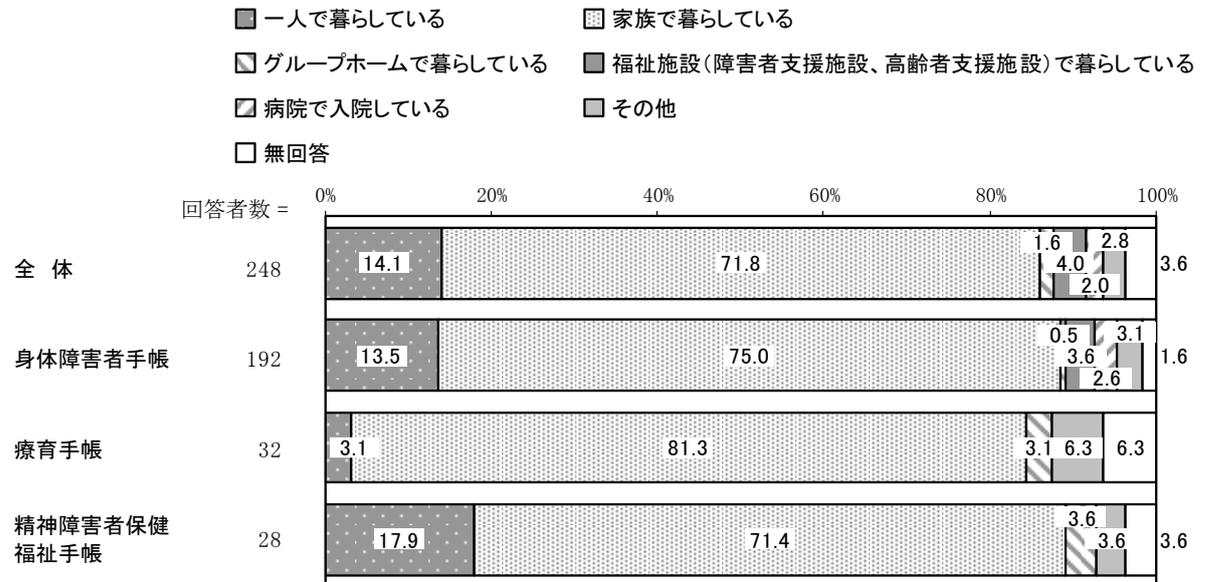
所持手帳別でみると、療育手帳で「40～49歳」「65～74歳」の割合が高くなっています。



### (3) 暮らしや住まいの状況

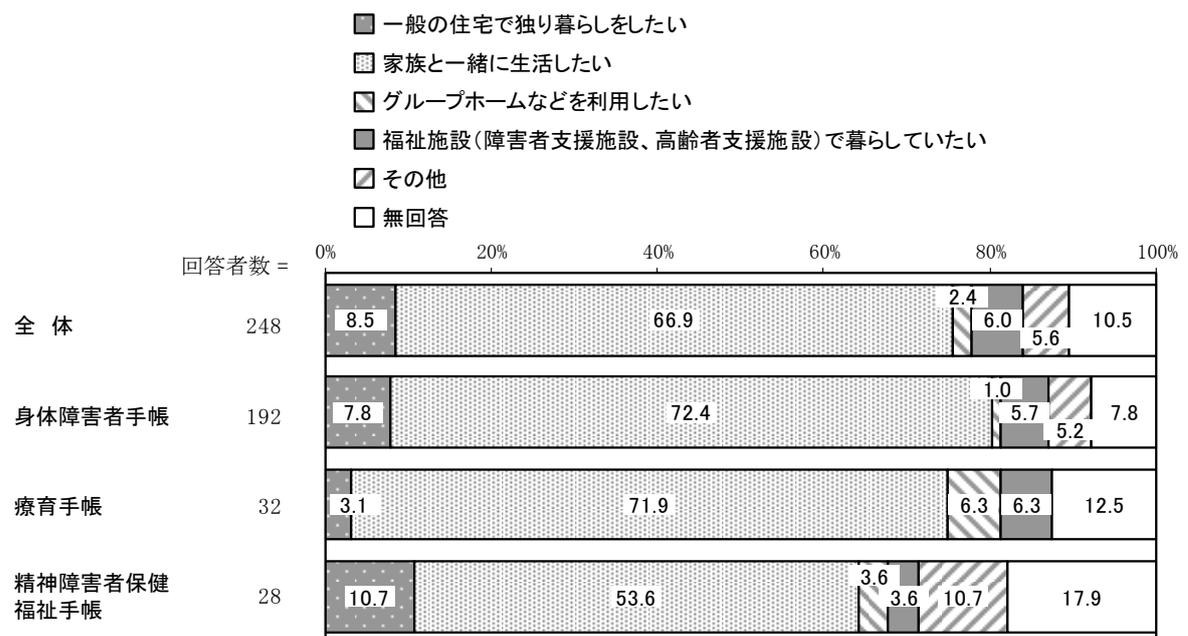
#### ① 現在の暮らし

「家族で暮らしている」の割合が71.8%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が14.1%となっています。



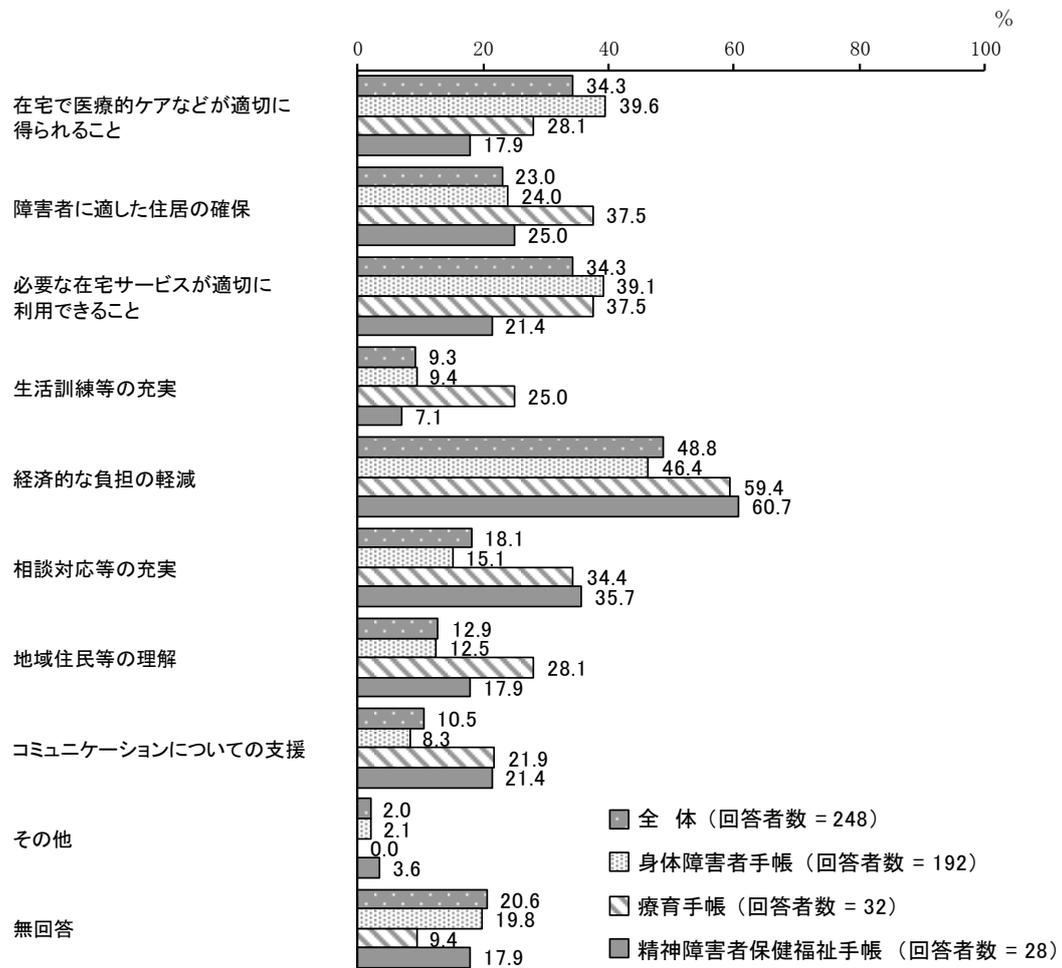
#### ② 今後3年以内の暮らしの希望

「家族と一緒に生活したい」の割合が66.9%と最も高くなっています。



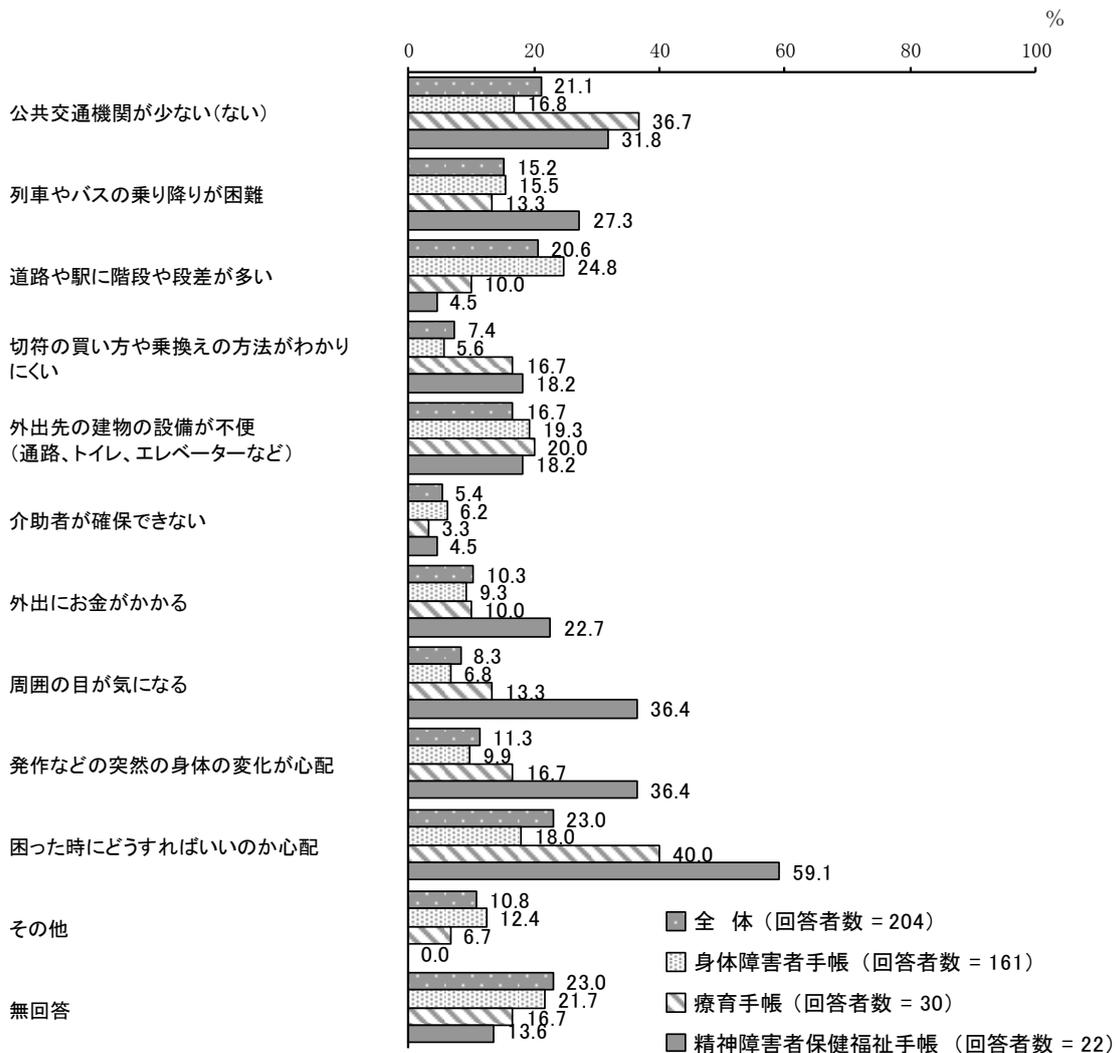
### ③ 希望する暮らしを送るために必要な支援

「経済的な負担の軽減」の割合が48.8%と最も高く、次いで「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が34.3%となっています。



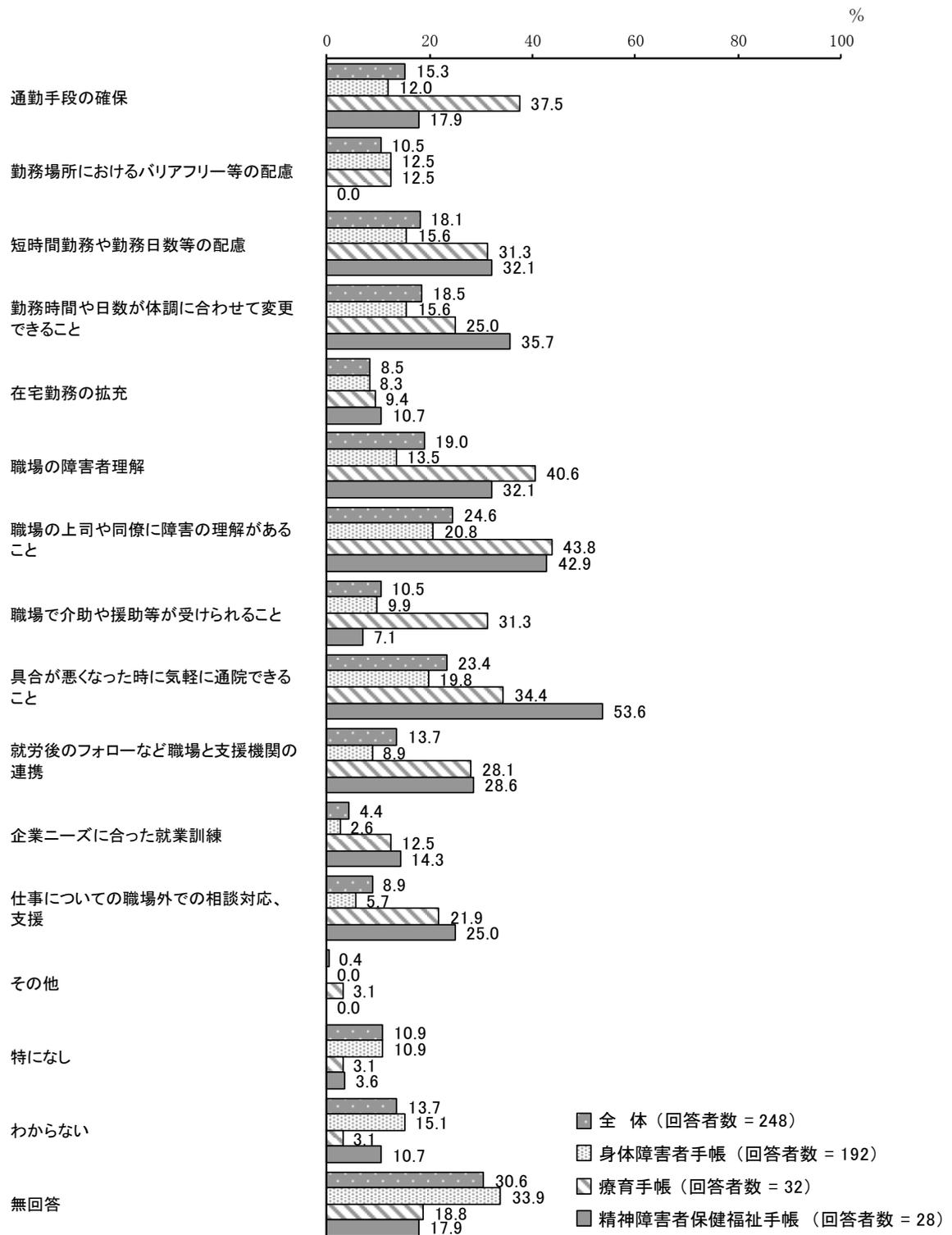
## (4) 外出するときに困ること

「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が23.0%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が21.1%、「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が20.6%となっています。



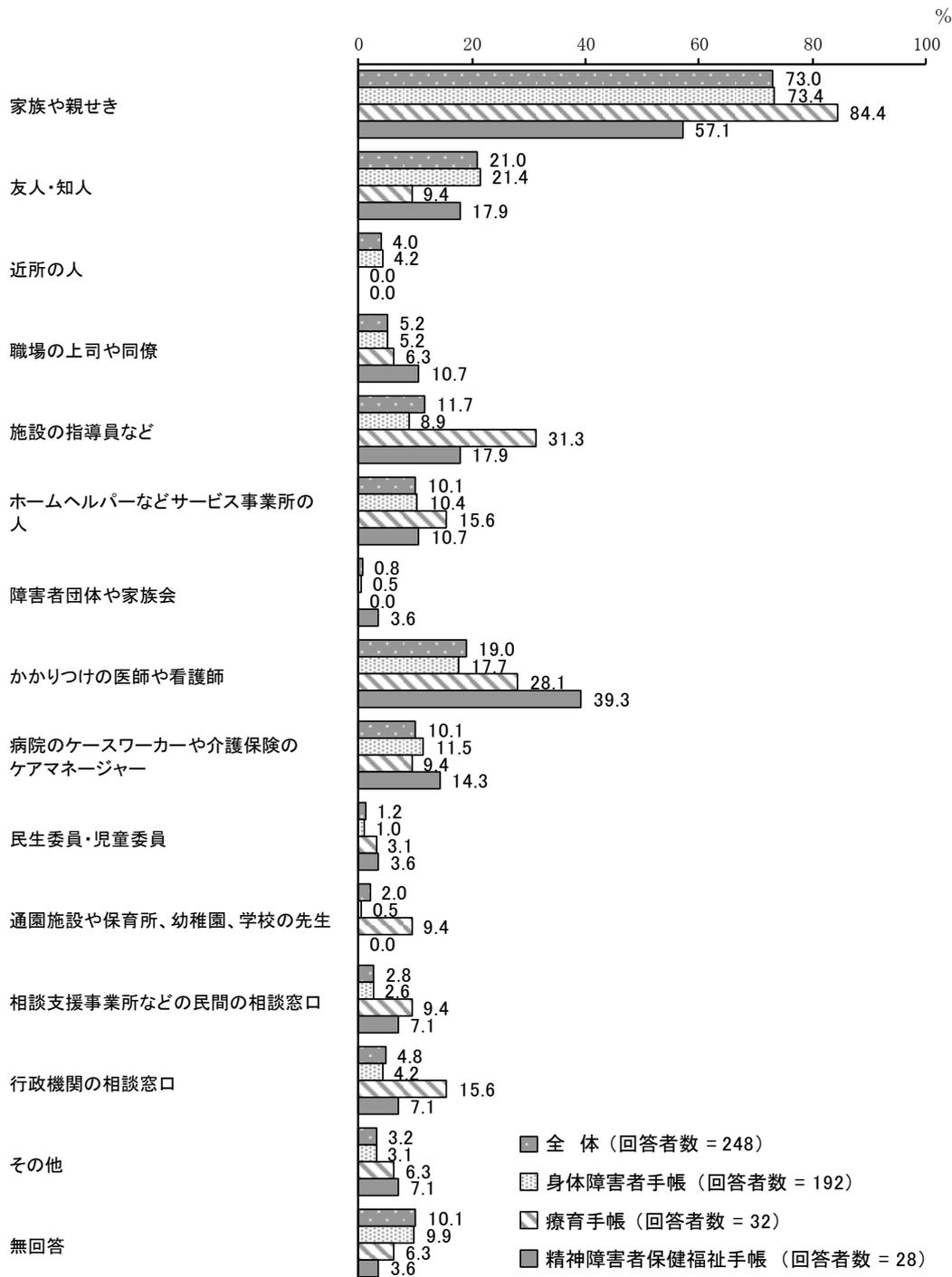
## (5) 障害者の就労支援として必要なこと

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が24.6%と最も高く、次いで「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」の割合が23.4%、「職場の障害者理解」の割合が19.0%となっています。



## (6) 相談相手

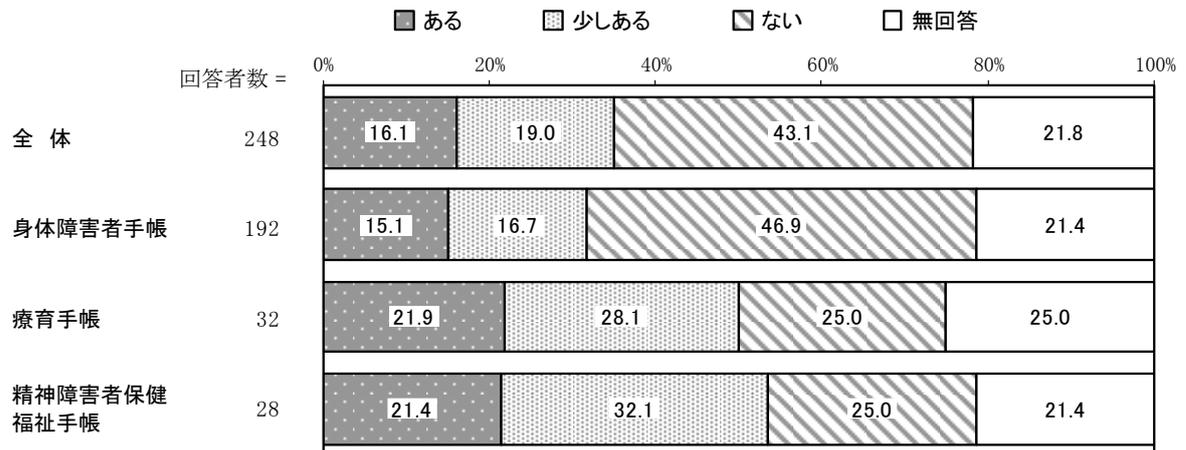
「家族や親せき」の割合が73.0%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が21.0%、「かかりつけの医師や看護師」の割合が19.0%となっています。



## (7) 差別や嫌な思いをした経験

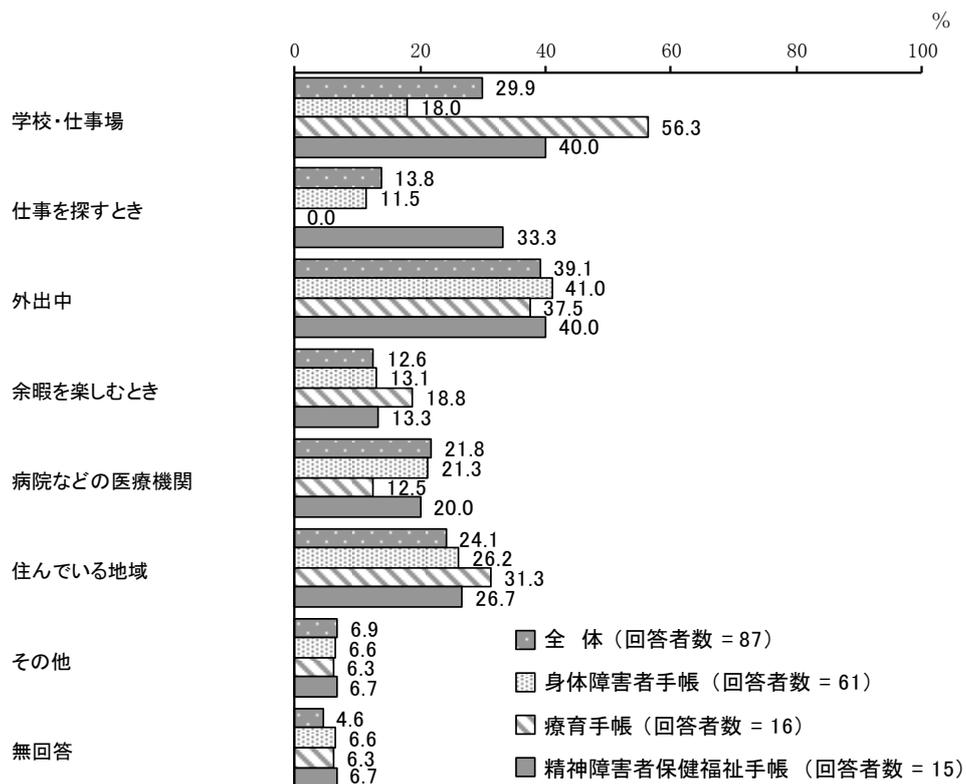
### ① 差別や嫌な思いをした経験の有無

「ない」の割合が43.1%と最も高く、次いで「少しある」の割合が19.0%、「ある」の割合が16.1%となっています。



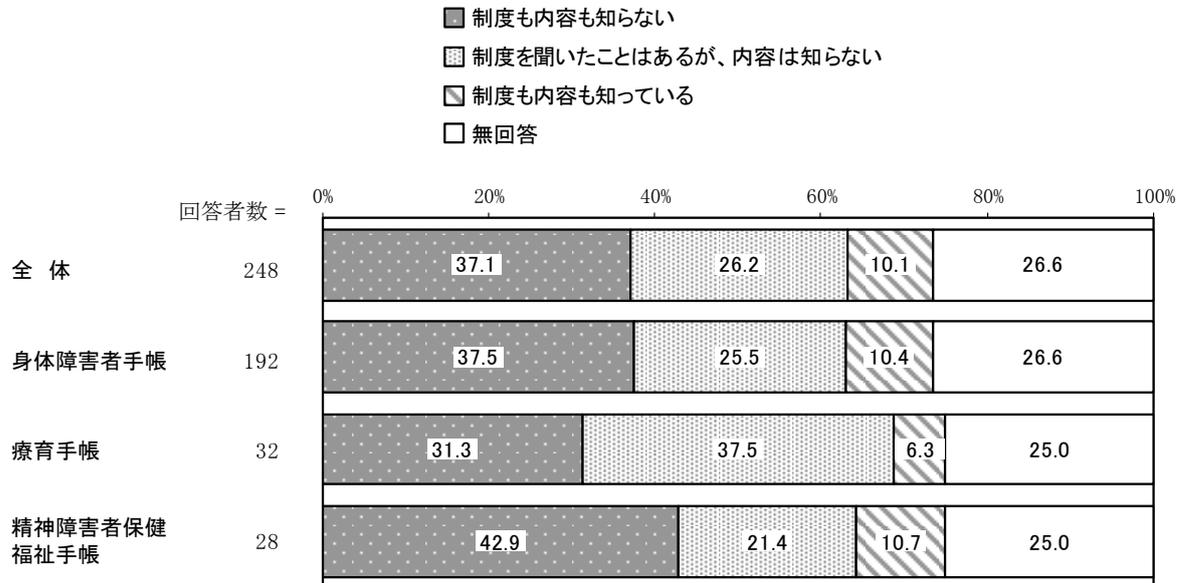
### ② 差別や嫌な思いをした場所

「外出中」の割合が39.1%と最も高く、次いで「学校・仕事場」の割合が29.9%、「住んでいる地域」の割合が24.1%となっています。



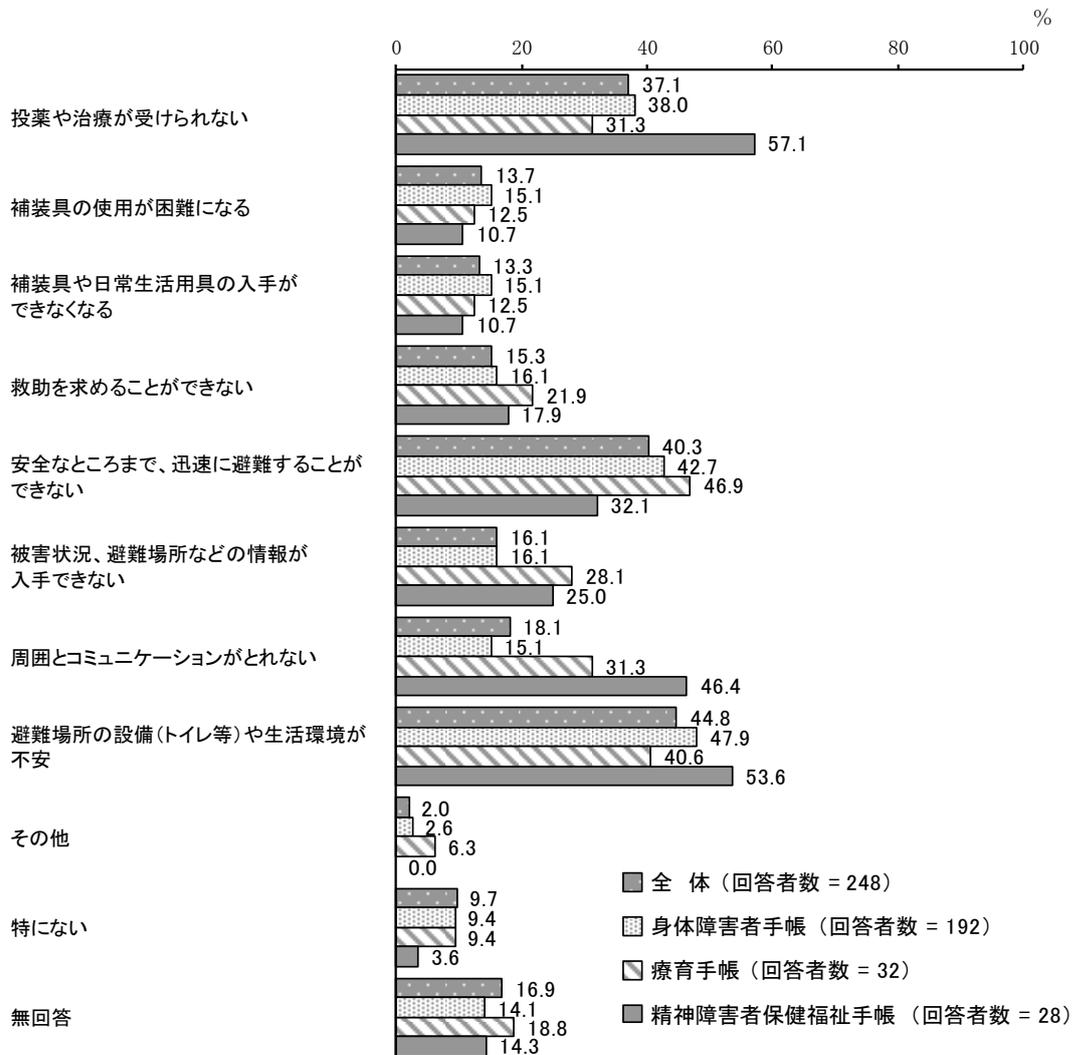
## (8) 成年後見制度の認知度

「制度も内容も知らない」の割合が37.1%と最も高く、次いで「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」の割合が26.2%、「制度も内容も知っている」の割合が10.1%となっています。



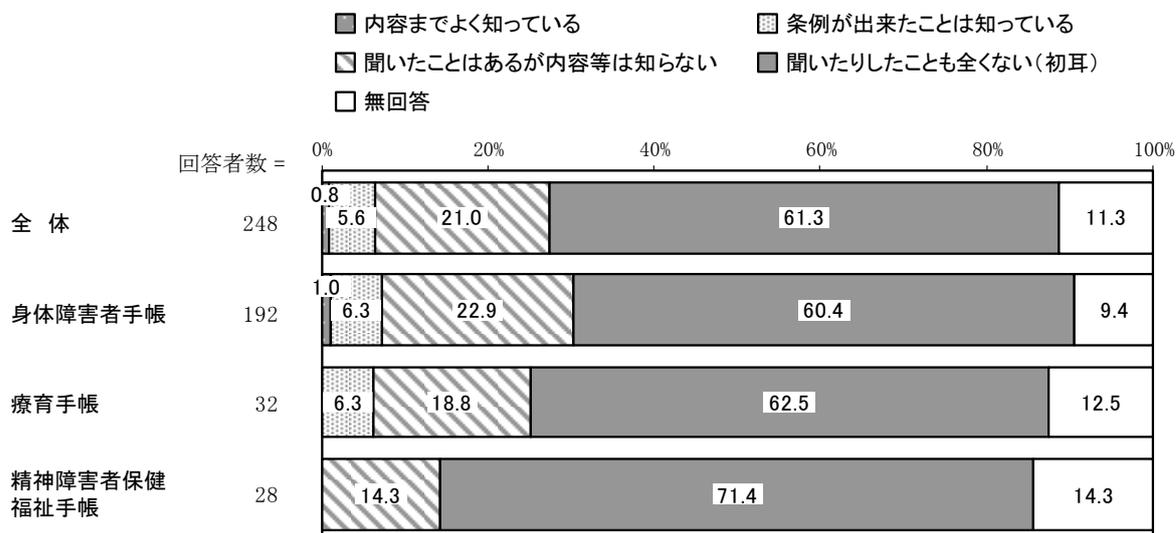
## (9) 災害時に困ること

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が44.8%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が40.3%、「投薬や治療が受けられない」の割合が37.1%となっています。



## (10) 「滋賀県障害者差別のない共生社会条例」の認知度

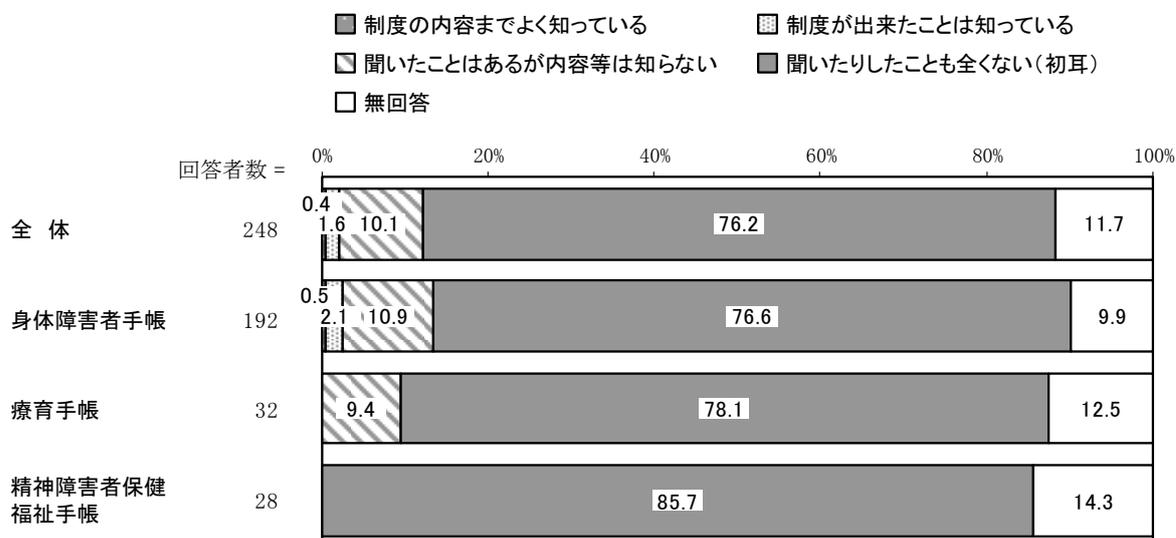
「聞いたりしたことも全くない（初耳）」の割合が61.3%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容等は知らない」の割合が21.0%となっています。



## (11) 滋賀県独自の取り組み「地域アドボケーター制度」の認知度

「聞いたりしたことも全くない（初耳）」の割合が76.2%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容等は知らない」の割合が10.1%となっています。

※地域アドボケーター制度（滋賀県地域相談支援員）・・・自身で相談することが難しい障害のある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害のある人の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っています。障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図ります。



### 3 成果目標の達成状況

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目		数値
平成 28 年度末施設入所者		5 人
令和 2 年度 地域移行者数	目標値	1 人
	実績値	0 人
令和 2 年度 施設入所者数削減数	目標値	1 人
	実績値	1 人

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		数値
保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	目標値	圏域で設置
	実績値	圏域で設置済

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

項目		数値
令和 2 年度末における 地域生活支援拠点の整 備箇所数	目標値	圏域で整備
	実績値	圏域で整備

#### (4) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

項目		数値
平成 28 年度一般就労移行者数		0 人
令和 2 年度一般就労移行者数	目標値	1 人
	実績値	0 人
平成 28 年度就労移行支援事業利用者数		0 人
令和 2 年度就労移行支援事業利用者数	目標値	1 人
	実績値	0 人

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目		数値
児童発達支援センターの整備数	目標値	1箇所
	実績値	未設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	目標値	構築済
	実績値	構築済
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保数	目標値	1箇所
	実績値	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	目標値	1箇所
	実績値	1箇所
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	目標値	1箇所設置済
	実績値	1箇所設置済

## 4 計画策定に向けた課題

アンケート調査結果や成果目標の達成状況から、計画策定に向けた今後の課題を抽出すると次のとおりです。

- 障害者の高齢化が進んでおり、高齢者施策や介護施策との連携を強化していくことが必要。
- 介護者の高齢化も進んでいるため、介助者への支援の充実が求められている。
- 外出時に困ることとして「道路や駅に階段や段差が多い」と答える割合が多いため、歩道や建物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進することが必要。
- 障害者の就労支援として必要なこととして「職場の上司や同僚に障害の理解があること」「職場の障害者理解」などと答える割合が多いため、事業所や職場での障害や障害者への理解を促進することが必要。
- 成年後見制度について「制度も内容も知らない」という割合が高いため、制度の周知・啓発が必要。
- 「滋賀県障害者差別のない共生社会条例」や「地域アドボケーター制度」の認知度が低く、差別や嫌な思いをした経験のある障害者がいることから、住民の障害への理解を深めるための情報発信が必要。
- 福祉施設の利用者の一般就労への移行が進んでいないため、就労移行支援等のサービス提供体制の充実が必要。
- 児童発達支援センターが関係町で調整できず未整備であり、今後の対応が必要。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

第3次甲良町障害者基本計画（平成30年3月作成）において、基本理念を「地域で支えあう、ひとにやさしい福祉のまちづくり」とし、障害の有無にかかわらず、だれもが地域とのかかわりの中で自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指してきました。

引き続き、地域共生社会の実現を目指し、本計画においても、「地域で支えあう、ひとにやさしい福祉のまちづくり」を基本理念とし、計画を推進します。



#### 基本理念

**地域で支えあう、ひとにやさしい福祉のまちづくり**



### 2 計画の基本方針

本計画では第3次甲良町障害者基本計画との調和を図りながら、次に掲げる点に配慮し、総合的な自立支援体制の確立を目指します。

#### (1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が自ら居住場所や受ける障害福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境整備を進めます。

#### (2) 地域生活移行や就労支援等の課題への対応

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

### **(3) 地域共生社会の実現に向けた取組への対応**

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

### **(4) 地域の実情に応じた障害福祉サービス等の対応**

障害等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障害のある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

### **(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援**

障害児支援を行うに当たって、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援するため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

### **(6) 障害福祉人材の確保**

障害者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障害福祉サービスや障害福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とそれに併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や、他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

### **(7) 障害のある人の社会参加の支援**

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害のある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

### 3 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

長年施設で生活する人の中には、在宅で生活する環境を整えば地域で暮らせる人もいるため、グループホーム等への円滑な移行や訪問系サービス、日中活動系サービスの充実を図り、地域生活に向けた支援体制の整備に努めます。

また、入所者の家族の合意形成を図りながら、地域での生活を希望する人の地域移行を支援していきます。

項目	国の基本指針
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

目 標 値	
<基準値> 令和元年度末施設入所者数	4人
令和5年度末時点での施設入所者数削減数 (施設入所者数削減率)	1人 (25%)
令和5年度末までの地域生活移行者数 (地域生活移行率)	1人 (25%)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、保健、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が確保された地域包括ケアシステムを構築しており、滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム 湖東圏域推進協議会により、令和元年度から湖東圏域の保健医療福祉関係者によるネットワークを形成し保健医療福祉活動の充実を図っています。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	24人	24人	24人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助	0人	0人	0人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、基幹相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障害のある人や子どもの地域生活を支援する観点から、障害のある人や子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような仕組みを整備し、令和2年度末までに、湖東福祉圏域1市4町内に1箇所整備することを目指します。

項目	国の基本指針
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上検証、検討

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の整備	1箇所	1箇所	1箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

日中活動の場において自立訓練、就労移行等の訓練により、障害のある人に知識と能力を習得する機会を提供します。

障害のある人の正規雇用に向けて、公共職業安定所や働き暮らし応援センターと連携し、トライアル雇用の増加、適性にあった職場の開拓に努めます。

就職後は適宜フォローを行い、職場への定着を支援します。また、サービス利用後、一般就労や就労継続支援への移行がスムーズに行えるよう、サービス事業所、関係機関間の連絡・調整等に努めます。

項目	国の基本指針
一般就労移行者数	令和5年度における一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度における就労移行支援を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.30倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度における就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.26倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度における就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数を、令和元年度実績の1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用する
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする

目 標 値	
<基準値> 令和元年度における一般就労移行者数	0人
令和5年度における一般就労移行者数	1人
令和5年度における一般就労移行者数（就労移行支援）	1人
令和5年度における一般就労移行者数（就労継続支援A型）	0人
令和5年度における一般就労移行者数（就労継続支援B型）	0人
令和5年度における一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人
就労定着支援事業の就労定着率	100%

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、愛知・犬上4町での設置を目指します。

保育所等訪問支援を利用できる体制、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、湖東福祉圏域1市4町で設置をしています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、湖東福祉圏域1市4町での湖東地域障害者自立支援協議会の重心部会を協議の場として活用設置済みです。

また、発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の構築を検討していきます。

項目	国の基本指針
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保する
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保する
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1箇所
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1箇所
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2箇所
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1箇所
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数		0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数		0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数		0人	0人	0人
子ども・子育て支援等の障害児受入体制	保育所	4人	4人	4人
	認定こども園	1人	1人	1人
	放課後児童健全育成事業	2人	2人	2人

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センター（湖東福祉圏域1市4町で設置済）を核とし、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、湖東地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

項目	国の基本指針
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

目 標 値
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	年1回以上	年1回以上	年1回以上
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4件以上	4件以上	4件以上
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	24件	24件	24件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害者等が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

項目	国の基本指針
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築

目 標 値
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年1人以上	年1人以上	年1人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	有 12回	有 12回	有 12回



## 第4章 障害福祉サービス等の見込み

### 1 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

#### (1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、又は重度の知的・精神障害により常に介護を必要とする人に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護や、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。
行動援護	行動上の自己判断能力が制限されている人に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。
同行援護	移動に著しい困難のある視覚障害のある人等に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	寝たきりの状態にある等、介護の必要性が高い人に対し、重度訪問介護等、複数のサービスを包括的に行うサービスです。

#### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等 包括支援	人	21	22	20	21	22	22
	時間	322	305	267	298	312	312

## <見込量確保の方策>

- 障害のある人が在宅生活を維持できるよう利用者ニーズを的確に把握し、必要とされるサービスの提供を図ります。
- 多様な事業者の参入を促進するとともに、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。
- 知的障害のある人や精神障害のある人の障害特性を十分理解し、対応できるサービス従事者の確保及び支援の質の向上に努めます。
- 湖東福祉圏域1市4町内の訪問介護等を行う介護保険事業所に対し、引き続き、障害福祉サービス事業への新規参入を促進します。

## (2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常時介護が必要な人に、日中、食事・入浴・排せつ等の身体介護の提供を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービスです。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上等のために、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーション等を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上等のために、食事・入浴・排せつ等に関する必要な訓練等を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業での雇用または在宅就労等が見込まれる人に対し、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。雇用契約に基づく就労機会の提供を行い、一般就労への移行に向けた支援を行うA型と、雇用契約は締結せずに就労への移行に向けた支援を行うB型の2種があります。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援するサービスです。
療養介護	医療的ケアと常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援を行うサービスです。
短期入所	介護者の疾病やその他の理由で、障害のある人を障害者支援施設に短期間入所させ、食事・入浴・排せつの介助等を行うサービスです。

## <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	23	22	22	22	23	23
	人日	414	404	417	417	436	436
自立訓練 (機能訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人	1	2	2	2	3	3
	人日	12	24	29	29	43	43
就労継続支援 (A型)	人	1	2	2	2	2	3
	人日	1	33	44	44	44	66
就労継続支援 (B型)	人	19	20	20	20	21	22
	人日	329	331	192	339	356	373
就労定着支援	人	0	0	1	1	1	1
療養介護	人	3	3	2	3	3	3
短期入所	人	7	7	5	6	7	8
	人日	20	18	12	16	19	22

## <見込量確保の方策>

- 重症心身障害者通園施設「せいふう」「森の家」に対し、引き続き、湖東福祉圏域1市4町で共同あるいは共通ルールでの看護職員の複数配置や特別支援員の配置等ができるよう、運営支援を行います。
- 湖東福祉圏域1市4町における基盤整備を促進するため、引き続き事業所整備に対する支援を行います。
- 日中に希望するサービスを受けることができるよう、日中活動系サービスのサービス提供基盤の充実に努めます。
- 重度の障害のある人・精神障害のある人に対する支援等、現在不足しているサービスの確保に努めます。

- 特別支援学校卒業後の進路について、家庭や関係機関・団体と連携し、確保に努めます。
- 生活介護事業所・就労移行支援事業所と就労継続支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等と連携し、特別支援学校を卒業する人等の個々のニーズに即した訓練や就労の場、余暇活動の場等を総合的に提供できるよう努めます。
- 公共職業安定所や就労訓練等事業所と連携し、就労に関する支援を行います。
- 就労継続支援については、B型事業者とともに事業の収益性向上等について検討を進める中で、B型（非雇用型）からA型（雇用型）への移行を図るなど引き続き、湖東福祉圏域1市4町におけるA型事業所の利用を促進します。
- 湖東福祉圏域1市4町における障害のある人のニーズを考慮しながら基盤整備を促進することとし、事業所整備に対する支援および運営支援を継続して行います。
- 医療的ケアの必要な人や重症心身障害・強度行動障害のある人も、湖東福祉圏域1市4町内でサービスが利用できるよう新たな制度の制定や、既存制度の改廃を検討していきます。

### (3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助	夜間や休日に、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつ等の身体介護やその他日常生活上の相談・援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日における食事・入浴・排せつ等の身体介護、生活に関する相談・助言やその他必要な日常の生活の支援を行うサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う支援を行う事業です。

#### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人	3	2	1	1	2	3
施設入所支援	人	5	4	4	4	4	3
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1

#### <見込量確保の方策>

- 共同生活援助（グループホーム）については、障害のある人の地域生活への移行促進に伴い、地域生活に向けた訓練の場、または特に高齢障害者の生活の場としてこれまで以上にニーズの増加が予測されるため、サービス事業所や障害者自立支援協議会と連携しながら、新たな事業所の参入を促進していきます。
- 高齢障害者に対する課題等について協議する場の設置について検討していきます。
- 施設入所支援については、障害支援区分認定審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用者の適正化とサービス量の調整に努めていきます。
- 障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

## (4) 相談支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人に対し、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行うサービスです。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院等から地域生活に移行するにあたり、住居の確保等、地域生活に必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人や居宅で一人暮らしをする障害のある人等に対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援等を行うサービスです。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	17	17	19	15	16	17
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1

### <見込量確保の方策>

- 指定特定相談支援事業所の指定を行い、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を整備します。
- 県が指定する指定一般相談支援事業者との連携のもと、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人や単身の障害のある人等が地域生活を継続できる体制の整備に努めます。
- 精神障害のある人等の地域生活への移行を進めるにあたり、障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを活用し取組めるように努めるとともに、高齢障害者に対する課題等について協議する場の設置について検討していきます。

## 2 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

### (1) 理解促進研修・啓発事業（湖東福祉圏域において広域的に実施）

サービス	概要
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。

#### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	未実施	実施	実施	実施

#### <見込量確保の方策>

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施でしたが、事業内容や事業所に関する情報提供を進め、必要とする人が適切に利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。
- 湖東圏域1市4町において研修会、定期的な講演会の開催、精神障害がある人を対象としたサロンを開催しており、今後も障害がある人と実際にふれあうことのできる機会を設けていきます。

## (2) 自発的活動支援事業

サービス	概要
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）の支援を行う事業です。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

### <見込量確保の方策>

- 障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、町内の障害のある人やその家族が行う訓練やスポーツ、イベント等の自発的活動の支援を進めていきます。

### (3) 相談支援事業（湖東福祉圏域において広域的に実施）

サービス	概要
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関・団体との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを行う事業です。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う事業です。

#### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	7	7	7	7	7	8
基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

#### <見込量確保の方策>

- 現行の事業所による継続的な事業実施に努めます。また、実施にあたっては基幹相談支援センターを設置・強化し、地域のネットワーク強化、社会資源の発掘を推進します。
- 住宅入居等支援事業については、事業の基盤の整備を含め、広域的な実施の検討を進めていきます。
- 発達障害や高次脳機能障害等について、県の専門的な相談支援機関と相談窓口との連携を深め、より適切な相談支援が行えるよう努めるとともに、湖東福祉圏域 1 市 4 町において発達障害のある人のサービス利用等についての相談支援の更なる充実に努めます。
- 湖東福祉圏域 1 市 4 町の障害のある人やその家族への相談支援体制の更なる充実に努めます。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用又は利用しようとする知的障害・精神障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行う事業です。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	未実施	実施	実施	実施	実施	実施

### <見込量確保の方策>

- 高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携して、成年支援事業後見人制度の利用が必要な障害のある人に対して、必要な支援を行います。
- 令和3年度設置予定の彦愛犬権利擁護サポートセンター（仮称）を中核機関として、成年後見制度利用の促進を図るため、広報・啓発、早期段階からの相談、受任者調整、権利擁護から成年後見制度への円滑な移行、権利擁護支援の必要な人の発見・支援に湖東福祉圏域1市4町で取組を進めます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス	概要
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

### <見込量確保の方策>

- 本町では事業の基盤の整備を含め、実施できる法人の確保に向けて検討を進めていきます。

## (6) 意思疎通支援事業

サービス	概要
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業です。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 見込	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用 者数	1	1	1	1	2	2

### <見込量確保の方策>

- 事業内容の周知を行うとともに、奉仕員養成講座及び講座修了者に対する研修の実施等により、人材の確保に努めます。
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、新型コロナウイルス感染症対策のため遠隔で通訳が出来るようにし、安心・安全に取組が行えるよう体制を整備します。

## (7) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行い、自立した生活を促進する事業です。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、体位変換器など
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動支援用具など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、吸入器など
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用拡大読書器、点字器など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	4	0	0	2	2	4
自立生活支援用具	件	2	0	1	2	2	3
在宅療養等支援用具	件	3	0	0	1	2	3
情報・意思疎通支援用具	件	1	0	1	1	1	1
排泄管理支援用具	件	212	160	200	200	210	210
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	0	1	1	1	1

### <見込量確保の方策>

- 給付対象者への広報及び適切な交付に努めます。また、廉価で質のよい給付品の提供に努めます。
- 障害のある人のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実人数	1	1	0	1	1	1

### <見込量確保の方策>

- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施でしたが、現行事業による継続的な事業実施に努めます。また、事業に関する情報提供を進め、必要とする人が適切に利用できるよう、事業の周知と利用の促進を図ります。

## (9) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対してヘルパーを派遣する等、外出する際の移動を手助けすることで地域における自立生活や社会参加を促進する事業です。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数	7	7	8	8	9	9
	延べ利用時間	37	47	53	63	71	71

### <見込量確保の方策>

- 事業の周知に努め、利用者ニーズの正確な把握を行います。
- 実施事業所において研修の機会を確保し、従業員の資質向上を促すとともに、事業所と町との綿密な連絡・情報共有に努めます。

## (10) 地域活動支援センター事業（湖東福祉圏域において広域的に実施）

サービス	概要
地域活動支援センター事業	障害のある人に創作的活動、軽作業等の機会の提供を行い、社会との交流を促進する事業です。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	5	6	6	6	7	7

### <見込量確保の方策>

- 専門的職員の配置や人材の育成を支援し、質の向上と必要量の確保に努めます。
- サービスの周知による利用の促進を図ります。
- 湖東福祉圏域1市4町の共同事業として、引き続き「ステップアップ21」と「まな」に委託実施します。
- 「ステップアップ21」と「まな」において利用しやすい、身近なセンターづくりを引き続き目指します。

## (11) 任意事業

サービス	概要
日中一時支援事業 (日帰り短期入所)	障害のある人に日中活動の場を提供し、障害のある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を確保し、障害のある人等及びその家族の福祉の向上を図るサービスです。

### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	箇所数	7	6	10	10	10	10
	実利用者数	25	25	24	25	26	27

### <見込量確保の方策>

- 事業の周知に努め、利用者ニーズの正確な把握を行い、実施事業所における従業員の資質向上を促すとともに、事業所と町との綿密な連絡・情報共有に努めます。

### 3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	未就学の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由がある未就学の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練等を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学している障害のある子ども（幼稚園・大学を除く）に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所を確保し、生活能力の向上のために必要な訓練や地域との交流の場を提供するサービスです。
保育所等訪問支援	専門職員が保育所、幼稚園、小学校等を訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するすべての障害のある子どもに対し、障害児支援利用計画の作成を行い、その内容が適切かどうか一定期間ごとに利用状況の検証・見直しを行うサービスです。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、関係機関の協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する等の役割を担うコーディネーターを配置します。

#### <サービスの見込>

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	4	6	6	6	7	7
	人日	9	13	23	23	27	27
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	1	1	5	5	6	6
	人日	17	11	50	50	60	60
保育所等訪問支援	人	0	0	0	1	1	1
	人日	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人/月	1	2	2	2	2	2
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人数	0	0	0	0	0	1

### ＜見込量確保の方策＞

- 児童発達支援については、町が支給決定を行い、費用を支弁します。そのため、円滑に事業を運営できるよう、庁内体制の整備及び関係機関、サービス事業所と連携し、実施体制の充実を図ります。
- 関係機関及びサービス事業所と連携し、実施体制の確保を図ります。
- 障害のある児童の放課後の生活や長期休暇の生活の支援、また、特別支援学校卒業生の作業所等から帰宅後の生活の支援等、きめ細かな生活の支援をめざし、一人ひとりにあったケアマネジメントの仕組みづくりを進めます。
- 可能な限り障害児支援の利用実態やニーズの把握を行い、障害児支援の種別ごとの必要量を見込むとともに、障害児支援の体制整備に向け、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図っていきます。
- 発達の遅れや心身に障害がある児童に対して、関係機関と連携を図りながら、早期療育につながるよう支援します。また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。



# 第5章 サービス提供の仕組みと計画の推進体制

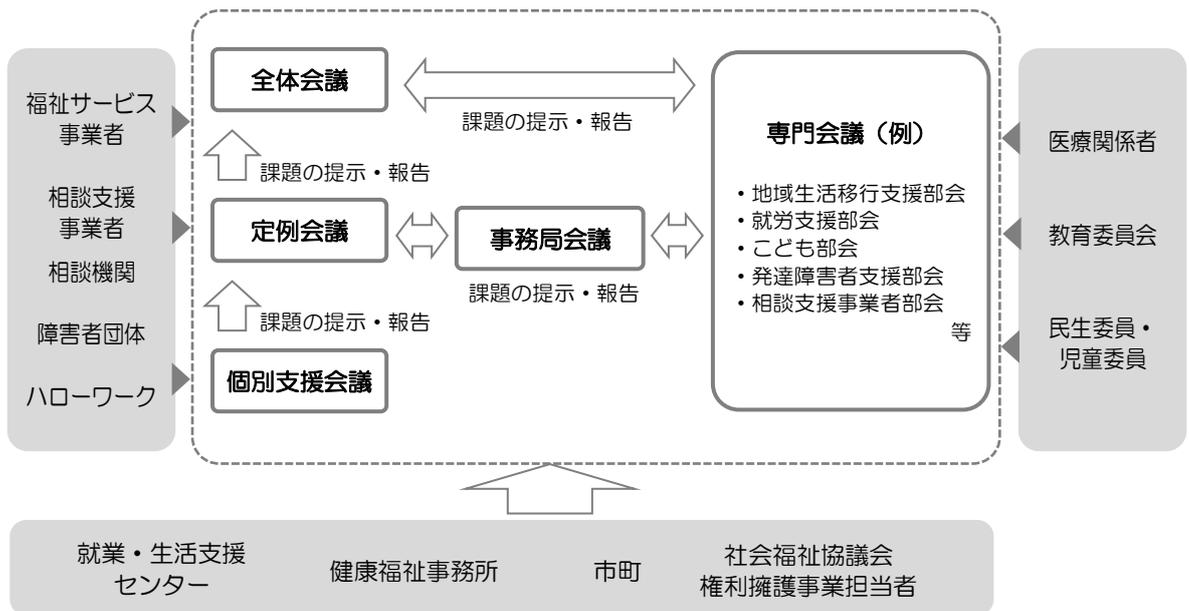
## 1 円滑なサービス提供のための支援

### (1) 湖東福祉圏域を基本とする提供基盤の整備及び広域的連携

サービスの種別によっては、県内福祉圏域ごとにサービス提供体制を整備することとなります。今後、湖東地域障害者自立支援協議会の開催等により、湖東福祉圏域1市4町内で随時サービス提供体制の整備を行っていく必要があります。

県と町が重層的に支えあう支援体制とともに、湖東福祉圏域1市4町における連絡及び情報の共有体制を構築し、効率的かつ適切なサービス提供基盤の整備に努めます。

#### ■ 湖東地域障害者自立支援協議会イメージ図



- 定例会議（年1回以上 身体・知的・精神障害合同で開催）  
【内容】：・サービス提供後の評価・処遇困難ケース検討  
・相談支援ネットワーク構築等をテーマに
- 個別支援会議（定期もしくは随時）  
【内容】：・受託相談支援事業所を中心に市町ごとにケース検討
- 事務局会議（原則月1回）  
【内容】：・課題の抽出・定例会議等の運営等
- 専門会議（各部会月1回程度開催）  
【内容】：・課題を専門的に検討

## **(2) 障害福祉施策推進のための人材の確保・育成**

県や近隣市町との連携のもと、不足しているサービスについて事業所に参入を働きかけ、障害福祉サービスの充実に努めるとともに、本町で実施する地域生活支援事業の充実に努めます。また、県やサービス事業所等との連携のもとに、県等の実施する従事者の研修の周知を図るとともに、利用者の苦情対応窓口の紹介等利用者の権利の擁護を図ります。

## **(3) 中立・公正な障害程度区分認定の実施及び支給決定プロセスの透明化**

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、サービス支給決定に向けて、障害支援区分と勘案事項等を把握するための認定調査等を適切に実施します。また、サービス利用計画の作成の支援を行う、相談支援専門員等の育成・支援に努めます。

## **(4) 安定的事業展開のための支援**

障害福祉サービスの充実を図るためには、サービス事業所及び人材の育成・確保を進めていく必要があります。サービス量の確保及び今後の福祉サービスの拡大を図るためにも、施設利用料の負担軽減や工賃の向上等、国や県に対して働きかけを行い、安定的な事業運営とサービスの質の向上に努めます。

ニーズに応じてサービス事業所の事業拡大及び新規参入の促進を図り、必要サービス量の確保を行います。同時に、研修会の開催等により、多様な障害の種類に応じた適切な支援を行うことのできる専門的人材の育成に努めます。

事業者との連絡会の開催等により、サービス事業所間の情報共有体制の構築や、運営適正化委員会における、サービスに関する苦情の解決、サービス事業所への指導を行い、事業所の運営支援を図ります。

## **(5) 総合的なケアマネジメント体制の整備**

相談支援事業所において、障害の種類や程度等に応じ、一人ひとりにあったサービス利用計画のマネジメントを実施するとともに、福祉サービスの利用援助を行います。

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるように、障害福祉サービスのみならず地域生活支援事業、保健・医療サービス、有償を含むボランティア等のインフォーマルなサービスを活用できるように、随時、関係課や関係機関、サービス事業所等による調整を行います。

---

## **2 計画の推進体制**

---

### **(1) 湖東福祉圏域を基本とした広域的連携**

事業所や障害者団体、ボランティア団体の多くが、犬上郡をはじめとする湖東福祉圏域1市4町を対象とし、広域的な支援体制を構築しています。そこで、福祉サービスの基盤整備、相談支援、情報提供体制の整備等、計画の推進にあたっては、湖東福祉圏域1市4町をはじめとする近隣市町との連携・協力のもと、実施していきます。

### **(2) 関係機関との連携**

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な分野が関連しています。そのため、町はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

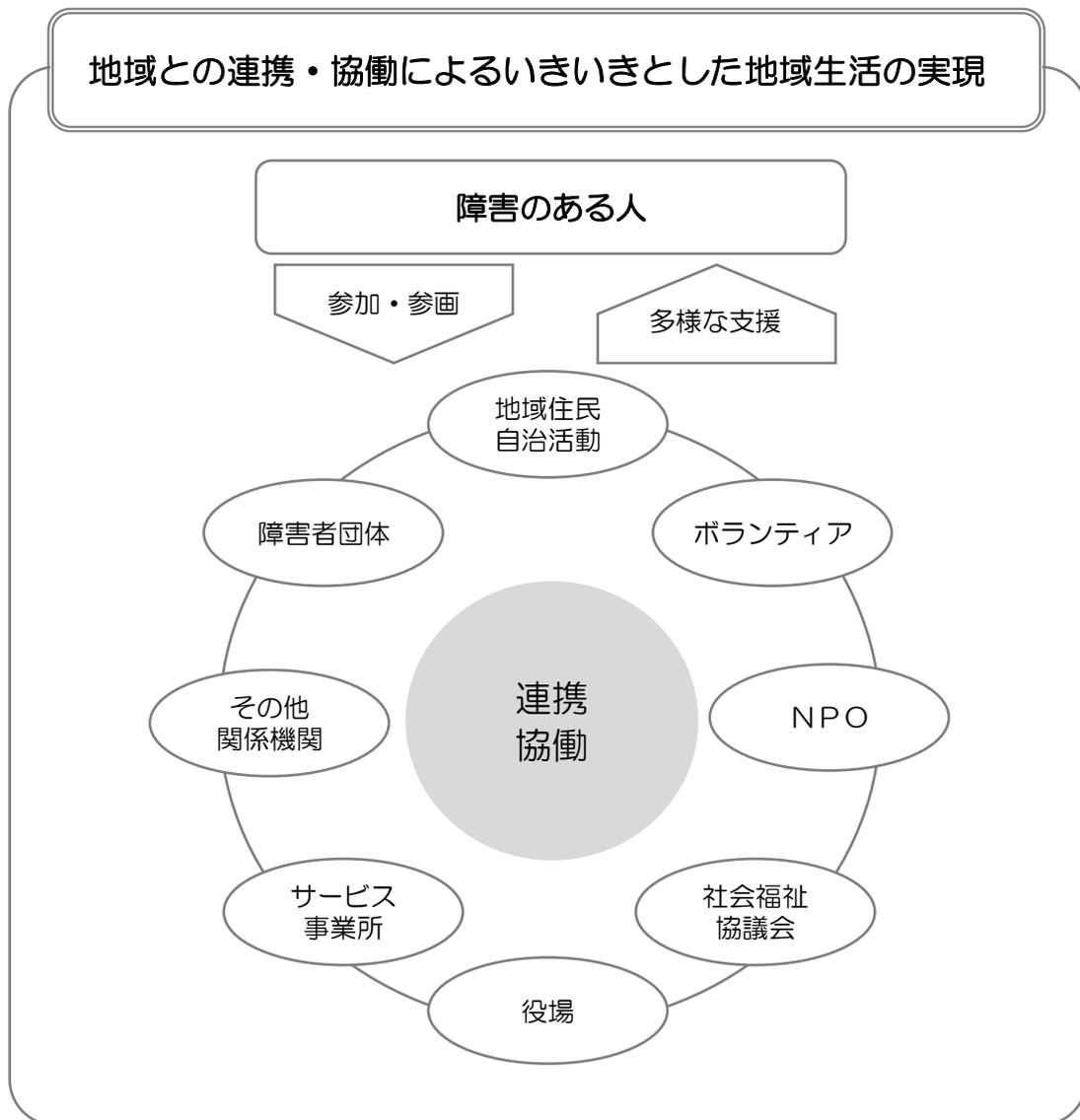
### **(3) 庁内推進体制の整備**

障害者施策を進めるにあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、全庁的な施策の推進が必要です。そのため、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、必要に応じて関係各課による調整と進捗状況等を確認する機会を設定する等、障害者施策の効果的な推進に努めます。

#### (4) 地域との連携

障害のある人に対する施策を推進していくためには、地域住民による自治活動をはじめ、サービス事業所、ボランティア、NPO、民間企業、関係機関等との連携・協働を図ることが重要となります。そのため、町内における各種審議会等の機会を通して連携を深めるとともに、各種地域福祉活動との連携・協働体制づくりを進めていきます。

##### ■ 地域全体での連携・協働体制づくりイメージ図

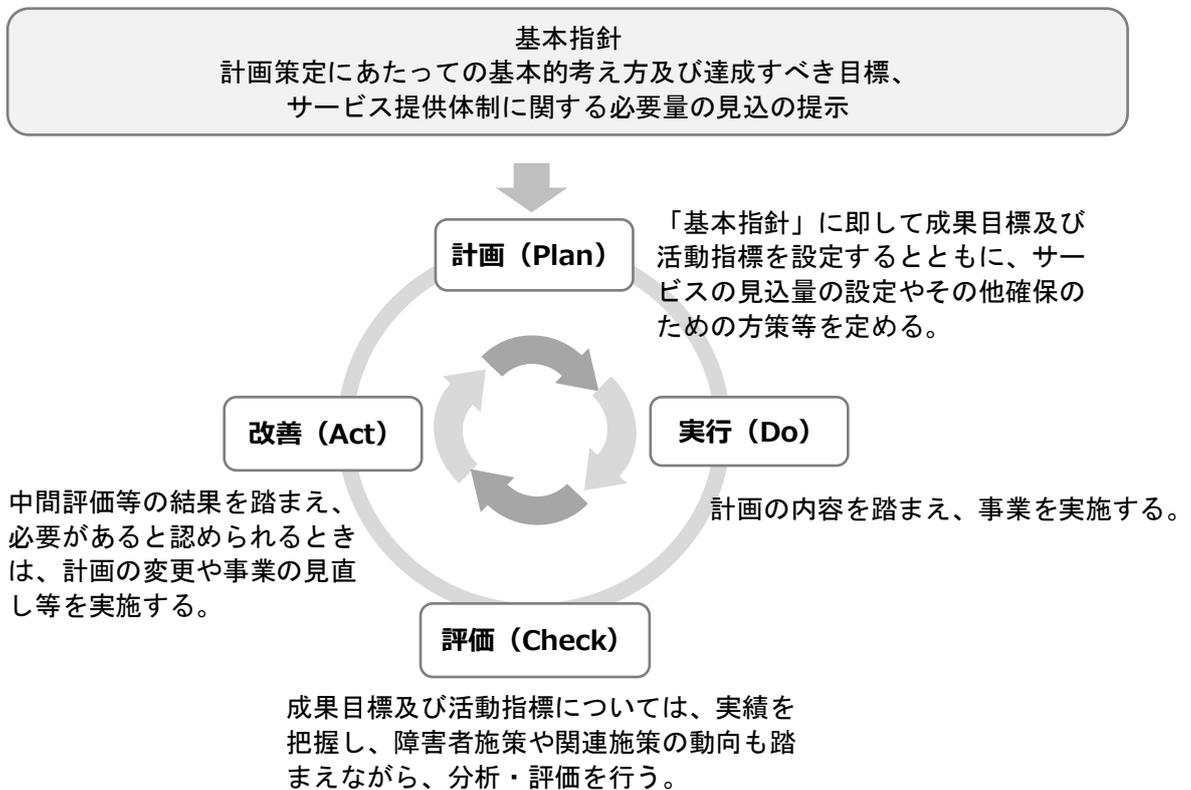


## (5) 計画の評価・検討

第3次甲良町障害者基本計画は障害のある人に関する長期的な施策と、第6期甲良町障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画は各種福祉サービスの事業目標値を定めたものであり、その着実な推進を図るためPDCAサイクルを導入し、計画の各段階での実施状況の評価・検討及び国や県の動向、地域の実状に応じた柔軟な施策展開が求められます。

計画の推進にあたっては、必要に応じて施策推進のための協議会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行うとともに、関係庁内機関相互の連絡調整を要する事項について審議・調整します。

### ■ PDCAサイクルプロセスのイメージ





## 資料

---

### 用語解説

---

#### 【あ行】

##### 一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

#### 【か行】

##### 基幹相談支援センター

地域の実情に依りて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障害者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

##### ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

##### 高次脳機能障害

脳の損傷によって、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障害のこと。

##### 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に依りて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

## 【さ行】

### 児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

### 手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

### 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

### 成年後見制度

知的障害や精神障害のある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

## 【た行】

### 地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型からⅢ型までである。Ⅰ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を実施する。Ⅲ型は、地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業を実施する。

### 地域生活支援拠点等

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

## 【な行】

### 難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

### ノーマライゼーション

障害のあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

## 【は行】

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ピアサポート

同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す言葉のこと。

### ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

### ペアレントメンター

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

### 法定雇用率

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）。

## 【や行】

### 要約筆記者

聴覚障害のある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

## 【ら行】

### リハビリテーション

医学的なリハビリテーション（社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練）にとどまらず、職業能力開発や職業適性を高める職業的リハビリテーション、特別な支援を行う教育による教育的リハビリテーション、社会生活力を高める社会的リハビリテーションなどを含めて、ライフステージの各段階において、何らかの障害のある人がその人の能力を最大限にまで引き出すことを目指そうという考え方。

## 第6期甲良町障害福祉計画・第2期甲良町障害児福祉計画

---

発行 令和3年3月

発行者 甲良町 / 編集 甲良町保健福祉課  
〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町大字在土357番地1  
TEL : 0749-38-5151 FAX : 0749-38-5150